

共 済 組 合 公 報

第576号

長野市権堂町2201番地
長野県市町村職員共済組合
電話026(217)5600

公告第2号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、令和7年1月30日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和7年1月30日

長野県市町村職員共済組合
理事長 山村 弘

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和46年制定)の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第1号の3までの規定中「組合員証番号」を「組合員等番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公告の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。